吸した。 の三子。寛文九年前田綱紀に仕へて奥小將 定の三子。寛文九年前田綱紀に仕へて奥小將 にの三子。寛文九年前田綱紀に仕へて奥小將 にの三子。寛文九年前田綱紀に仕へて奥小將

タガナホマサ 多賀直昌 通辞刑部・豫一右衙門。左近直清の子。文政四年父の遺知五午石を襲ぎ、定火消・公事場奉行・衆寺社奉行に任じ、十二年六月三日三十八歳をりて歿。直昌は宗和流の茶道に達し、その家以て歿。直昌は宗和流の茶道に達し、その家

タカオヲ 高根尾 鳳至郡櫛比庄に屬する タカナラシ 高平均 →ツボモチ 坪持。

タカノシンカイ 鷺野新開 →タカバシン

寶曆三年十月二日七十二歳を以て歿した。 幅番頭に至り、寬延三年隱居して休哉と號し、 の百五十石を領し、享保四年御附大小將橫目に 百五十石を領し、享保四年御附大小將橫目に る るカノスアキカツ 鷹栖明雄 通稱伴吉・

タカノスイシ 繁集石 石川郡瀬領に産する石材。石英粗面岩質凝灰岩で、帯灰白色石 る石材。石英粗面岩質凝灰岩で、帯灰白色石 地は瀬領山と同一であるからこの名があり、山は瀬領山と同一であるからこの名があり、 外に相合谷・樫見・鷲原産の石材も、同じく 医 単石と呼ばれて居る。その相合谷と 樫見産とは、淡青色石基中に粒狀又は礫狀の陶土様物質を混じ、鷲原産は帯淡青色石基中に白色大形礫狀の陶土様石質を混ずる。

寶曆の調書に『福浦村領鹰巢岩海邊に有之。海中に在る。巖の周圍一四五米、高さ三四米。 タカノスイハ 驚巢巖 羽咋郡福浦の北方

先年鹰巢を懸候由申傳候。』とある。

タカノスギョウブ 鷹栖刑部 實は朝倉太 東大年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。 タカノスジョウ 鷹異城 石川郡西市,瀬に 在つた。越登賀三州志故墟考に、この城址前 面は西、後面は東で、大小六區に分かれ、犀 川が西南を廻つて絶嶮の要地である。天正四 年城主平野神右衞門(甚右衞門同人か)が居た が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛 が、五年越後に去つた。次いで八年佐久間盛

タカノスショウウン 驚巣松雲 →シュド

時に出陣撃退したともある。

幅一米八、次は高さ五米幅一米二である。 のものは高さ一五米幅一米二、次は高さ九米 のものは高さ一五米幅一米二、次は高さ九米 のものは高さ一五米幅一米二、次は高さ九米

タカノスノタタカヒ 鷹巣の戦 天正十三年三月廿一日佐々成政は、先に前田利家の為邦暨巣に入つて民家を焚掠した。利家之を聞いて直に出馬し、その圏巣に達した時には既いて直に出馬し、その圏巣に達した時には既いて直に出馬し、その圏巣に達した時には既いて直に出馬し、その圏巣に達した時には既いて直に出馬し、その圏巣に対したが、村井長頼・不正十三

タカノスフドウ 鷹黒不動 羽咋郡福浦領 タカノスフドウ 鷹黒不動 羽咋郡福浦領

タカノスヤマ 驚臭山 鳳至郡熊野部落の東方に在る山。高さ二八○米。地質輝石安山

タカノヤマ 高野山 能美郡坪野の部落南 タカノヤマ 高野山 能美郡坪野の部落南 タカハシカナイヌマル 高橋金犬丸 朝野職 表喜三年十二月廿五日着 針囚人勘文に、群散天喜三年十二月廿五日着 針囚人勘文に、群散天喜三年十二月廿五日着 針囚人勘文に、群散天喜三年十二月廿二日 職布二端三丈。右一人天喜二年十二月廿二日 成発。』と見える。

タカハシサダカタ 高橋定賢 通稱久三郎。 タカハシサダカタ 高橋定賢 通稱久三郎。 なり、文化七年新知百石を得て組外に列し、 なり、文化七年新知百石を得て組外に列し、 右を加へ、四年役銀出銀請拂奉行に任じ、七石を加へ、四年役銀出銀請排奉行に任じ、七石を加へ、四年役銀出銀請を開いる。

孫相繼いで滞に仕へる。 で前田利長に仕へ、砂百八十石に至つた。子 で前田利長に仕へ、砂百八十石に至つた。子

タカハシジュウロザエモン 高橋十郎左衛門 大聖寺藩士。延寶五年六月初めて來仕し、山匪流の兵學を傳へた。十郎左衛門は山匪素行が播磨赤穗に謫せられてゐた時之を學んだといふ。

マカハシシンザエモン 高橋新左衞門 長字二年一向一揆の隊將であつた。富田景周云ふ、河北郡木目谷村領に、今土人城山と言ひが、七左衞門の子の時から土民となつたと傳へる所がある。高橋藤九郎と云ふ者居住し、それより 七左衞門と 云ふ者まで 五代綴いた である。然ればかの新左衞門は此の族であらう

タカハシヘイベエ 高橋平兵衞 鹿島郡高田の人。弘化の頃御扶持人十村であつた。當時高田川は下流幅狭く、排水不充分であつたため、平兵衞は新川を開鑿することを企て、四年餘を費して嘉永二年竣成した。しかも藩吏の好感を得ずして、一時平十村に遇されたといふ。

タカハショウ 高羽庄 醍醐寺雞事記天暦七年の文書に加賀國高羽莊が見え、又寬治三年十月二日加賀守の醍醐寺座主勝覺に與へた奉苑狀に、大野郡高羽・治田とある。大野郡が大野郷の誤であることは勿論であるが、高羽の地は今明らかでない。

タカ